

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した 事業者の皆さまへ

NEW!

！ 事業所・店舗などでの感染症対策支援

四万十町感染症予防対策商工業施設等整備補助金

町
独自

対象者と補助内容

- 町内に事業所または店舗を有する事業者、もしくは、町内に住所を置き事業を行っており、今後も継続して事業を行う意思がある事業者

● 補助金額

→ 感染症対策のために行う店舗の改装や衛生対策に要する**設備投資費**および**備品購入費**の1/2以内(25万円まで)
(例：オゾン発生装置などの消毒設備、空気洗浄機などの換気設備、アクリル板や透明ビニールシートなどの飛沫対策、体温計やサーモカメラなど)
※ アルコールやマスクなどの消耗品は対象外です。

令和2年**4月1日**以降
に実施した経費であれば
補助対象となります。

！ 事業全般に広く使える給付金・補助金

持続化給付金

国
から

対象者と給付内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比で**50%以上減少**している事業者(中小法人、個人事業者など)

● 給付額

→ 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比
▲50%月の売上×12か月)

法人 : 最大**200万円**

個人事業主 : 最大**100万円**

申請方法

- パソコンやスマホなどからの電子(オンライン)申請

四万十町経営持続化支援補助金

町
独自

対象者と補助内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続した3か月の売上が前年同月比で**20%～50%未満減少**している事業者(国からの持続化給付金の給付要件に該当しない事業者)

● 補助金額

→ 令和2年3月から令和3年2月までのうち、連続した3か月分の売上と、前年同期の3か月分の売上を比較して減少した額の1/2

補助限度額 : **75万円**



！ テナント事業者の皆さまへ 地代・家賃の負担軽減

家賃支援給付金

国
から

対象者と給付内容

- 5月～12月**において以下のいずれかに該当する事業者
- ① いずれか1か月の売上高が前年同月比で**▲50%以上**
 - ② 連続する3か月の売上高が前年同月比で**▲30%以上**

● 給付額

→ 直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)×6か月分を支給

法人 : 支払月額家賃75万円までは2/3給付

個人事業主 : 支払月額家賃37.5万円までは2/3給付

- ※ 上記を超える月額家賃の場合は給付率が変わります。
- ※ 事業内容が変更になる場合があります。

四万十町家賃負担軽減補助金

町
独自

対象者と補助内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続した3か月の売上が前年同月比で**10%以上減少**している事業者(国からの家賃支援給付金の給付要件に該当しない事業者)

● 補助金額

→ 月額家賃の1/2(最高月額3万円)×6か月分

補助限度額 : **18万円**

- ※ 令和2年3月～令和3年2月の売上減少分が補助対象者を決定する計算対象期間となります。

お問い合わせ先 >>> にぎわい創出課 地場産業推進係 ☎ 22-3281

妊婦の皆さんへ

四万十町新型コロナウイルス対策

対象者1人につき

マタニティママ応援給付金 **10万円**

！ 給付の対象となる方

- 基準日(令和2年4月27日)以降、令和3年3月31日までの間に妊娠期間がある方

給付の要件

- >>> 申請時において現に本町に居住し、住民基本台帳に記載されている方で、引き続き本町に定住する意思のある方
(出産のため一時的に町外に居住している方も含みます。)

支給額

- >>> 対象者1人に対して **10万円**

除外となる方

- ※ 1つでも該当する場合は対象外となります。

- 当該胎児が国の特別定額給付金の給付対象者だった方
- 他の自治体においてこの給付金と同様と認められる給付金を受けた方
- 本町に定住する意思がない方
- 基準日以降、令和3年3月31日までの期間中に転入する場合、転入日において妊婦でない方(ただし、上記の対象者であったときの胎児を出産し、その子とともに転入する方、および、転入日の翌日以降において妊婦となった方は支給対象となります。)

※ ご不明な点は下記までお問い合わせください。



！ 申請の方法

>>> 受付期限 令和3年3月31日

申請は
お早目に

すでに母子健康手帳を交付された対象者

- >>> 役場から申請書を送付しますので、期限までに提出してください。

これから対象になる方

- >>> 母子健康手帳の交付申請時にお渡しします。
※ 申請時に妊娠していることが分かる書類(妊婦届出書など)、振込先が分かるものの写しが必要です。
- >>> 転入者で対象になる方は窓口でお申し出ください。

申請書はホームページから
ダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境、経済状況などが急変する中で、既に命を宿した胎児も未来を担う大切な町民です。

この給付金は、母と子という2つの命を守り、妊婦さんが安心して子どもを産み育てるための家計への支援として支給するものです。

お問い合わせ先

>>> 健康福祉課 母子保健福祉係 ☎ 22-3115